

畑作物の直接支払交付金を申請する皆様方へ

面積払は、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするもので、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。

その年の対象作物の単収が「**地域(市町村別等)の基準単収**」を大きく下回った(2分の1未満)場合、低単収となった「**理由書**」とその証拠書類の提出が必要となります。

ゲタ対策に加入される方は、自然災害等の不測の事態に備え、原則、数量払と面積払の両方を申請してください。

なお、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等は行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。

- 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等
- 被害状況がわかる書類等



(1) 地域の基準単収を大きく下回ること

になった要因を裏付ける書類(農作物共済の支払書類等)

(2) 被害状況や対策及び改善措置を施したことが分かる**ほ場の写真等**

※写真の場合、撮影年月日等のわかるものが望ましいです。

⚠ **自然災害等の合理的な理由として認められないケース**

※合理的な理由が確認できない場合、面積払交付金は返還又は不交付となります。

- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない
- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培
- ◆ 国や地域農業再生協議会等から栽培管理見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない
- ◆ 管理不十分のため収穫物を毀損させ販売できない

【お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

東北農政局青森県拠点

地方参事官室(経営所得担当)

電話017-777-3512 FAX017-723-3840



市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。

畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和5年産)

【青森県】

(単位:kg/10a)

市町村名	小麦(秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね
	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収
青森市	240				149	20	
弘前市	217				148	14	203
八戸市	119				109	72	203
黒石市	247					33	
五所川原市	268				144	42	203
十和田市	258				145	62	203
三沢市	240				146	39	130
むつ市	240				146	61	203
つがる市	251				150	37	203
平川市					216		
平内町					81	26	
蓬田村						21	
外ヶ浜町					96	25	
鱒ヶ沢町	193				112	39	203
深浦町	240				95		
西目屋村					81	39	
藤崎町					136		
大鰐町					144		
田舎館村	240				166		
板柳町					195		
鶴田町	158				183		
中泊町	163				156		
野辺地町	240				146	63	203
七戸町	240				99	55	203
六戸町	229				106	70	
横浜町	273				146	39	247
東北町	240				81	57	
六ヶ所村	240				146	35	203
おいらせ町	176				86	32	203
東通村	240				61	49	203
三戸町	240				104	19	203
五戸町	214				89	36	203
田子町					121	31	
南部町	240				96	32	
階上町					146	64	
新郷村	240				90	39	
上記以外の市町村 の基準単収	240	261	335	276	146	39	203

(注) 「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。